

## 川口市自主防犯組織活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する自主防犯組織活動補助金(以下「補助金」という。)の交付については、川口市補助金等交付規則(昭和50年規則第24号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付を受けることができる団体は、川口市自主防犯組織育成指導要綱に基づく自主防犯組織(以下「組織」という。)とする。

(補助金の交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象は、組織の防犯活動の用に供するもので、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 防犯パトロール用ジャンパー、夜光チョッキ、腕章、誘導灯の購入に係る経費
- (2) 自転車等に貼付する防犯ステッカー等の作成に係る経費
- (3) その他市長が特に必要であると認めたもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号により算出した金額とする。

- (1) 補助金は、第3条各号に掲げる経費の合計額の3分の2以内で、50,000円を限度とする。
- (2) 前号の規定による補助を受け、2年を経過した場合の補助金は、第3条各号に掲げる経費の合計額の3分の2以内で、25,000円を限度とする。
- (3) 前2号の規定による補助を受け、その後、3年以上補助を受けていない場合の補助金は、第3条各号に掲げる経費の合計額の3分の2以内で、50,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする組織の代表者は、様式第1号の申請書に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 自主防犯組織資機材購入及び防犯パトロール活動計画書
- (2) 見積書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 補助金の交付の決定の通知を受けた団体は、当該補助対象事業が完了したときは、遅滞なく様式第4号の報告書に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 防犯パトロールの写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、平成16年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。